省　令

○防衛省令第二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第二項及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条の規定に基づき、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十六日

防衛大臣　岸　信夫

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令

（陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部改正）

第一条　陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（防衛部の分課） **第四十三条**　防衛部に、次に掲げる課を置く。 防衛課 システム通信課 訓練課 （防衛課） **第四十四条**　防衛課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　［略］ ［号を削る。］ 七・八　［略］ ［号を削る。］ 九～十一　［略］ ［項を削る。］	（防衛部の分課） **第四十三条**　防衛部に、次に掲げる課を置く。 防衛課 システム通信課（東部方面総監部及び西部方面総監部に限る。） 訓練課 （防衛課） **第四十四条**　防衛課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　［同上］ 七　通信、暗号及び写真（航空写真を除く。）に関すること。 八　電波の使用計画及び監理に関すること。 九・十　［同上］ 十一　通信工事の施行の受託及び実施に関すること。 十二～十四　［同上］ 2　東部方面総監部及び西部方面総監部の防衛課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第六号まで、第九号、第十号及び第十二号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第二条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～七　［略］ 八　防衛大学校副校長、防衛医科大学校副校長、防衛研究所副所長、自衛隊中央病院副院長、自衛隊札幌病院長、自衛隊入間病院長、自衛隊横須賀病院長及び自衛隊福岡病院長 九・十　［略］	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～七　［同上］ 八　防衛大学校副校長、防衛医科大学校副校長、防衛研究所副所長、自衛隊中央病院副院長、自衛隊札幌病院長、自衛隊横須賀病院長、自衛隊岐阜病院長及び自衛隊福岡病院長 九・十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	